

視察報告

第2常任委員会

視察期間

平成27年10月26日・27日

視察先と視察事項

○富山県砺波市

商店街の活性化について

イオンモールとの連携協定

○新潟県妙高市

企業誘致について

地域ブランドについて

砺波市

砺波市は、富山県西部の市で、農家が田園に点々と散在する散居村の美しい風景、チューリップの球根の生産で有名な砺波平野の中心に位置し、北陸自動車道砺波インターチェンジが立地することから、大型の郊外型商業施設が多くあります。

砺波市は、人口減少時代に入り、実情を踏まえ様々な課題に取り組んでいます。そのための振興計画の中に、商店街の活性化を目指す事業があります。その一つが、空き店舗再生みんなでチャレンジ事業です。

市の公共交通の玄関口に位置する中心市街地は、後継者不足により空き店

舗が活用されない状況にあります。



▲ 砺波市

そこで、商店街の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化、企業家の育成及び市民の暮らしやすさの向上に資するため、空き店舗再生に取り組む事業者に対し、改修費及び創業者支援資金利子の補助を行うものです。商工会議所の協力を得ながら事業を実施する枠組みとしています。昨年からの事業を開始し、昨年5件、今年は2件が交付確定しています。他に商店街若手後継者サポート事業や商店街活性化イベントへの支援（冬のふれあい市、となみ伝承やぐら大祭）等があります。また今年の6月30日に締結したイオン株式会社との「地域貢献連携協定」について、この協定の目的は、砺波市と

イオンが緊密な相互連携と協働による活動の推進により、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の一層の活性化を図ることです。

妙高市

妙高市は、新潟県の南西部に位置し、上越市、糸魚川市、長野県の飯山市、長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町に接しています。妙高山麓一帯は、上信越高原国立公園に属し、雄大な自然の景観と四季折々の変化に富み、湧出量豊富な温泉やスキー場などの観光地を抱えています。そしてその豊かな自然環境を活かし、「妙高ブランドビジネス推進事業」として、安全・安心な食の確保という新たな方向性を打ち出し、食と農を基軸にした自然志向型企業の積極的な誘致・集積を図っています。安全・安心の妙高ブランド製品を地元で普及させ、地域資源活用プログラムなどで特産品化・名物化して地域ビジネスを拡大するとともに、全国に情報発信していくことを今後の目標としています。

妙高市の優遇策は、企業振興奨励条例による支援として

- ① 固定資産税課税免除
- ② 建物・土地を賃借し、事業を実施する企業に対する賃借料の補助

があります。

また、妙高ブランドとして、株式会社妙高ガーデン（農業を使わない大葉、ハーブの生産販売）は、国、県、市の支援で平成17年に設立され、順調に推移して現在年間約2億7千万円を売り上げ、地元の新たな雇用にも寄与しています。

I M T エンジニアリング株式会社（特定病原菌のないエビの養殖・販売）は、県、市の支援で地元の業者が設立した妙高雪国水産を平成25年に受け継ぎました。

どこの自治体でも企業誘致に力を入れており、ますます競争が激化していますが、少しでも多くの企業に土岐市に進出していただけるように施策を練りたいと思います。



▲ 妙高市

視察報告

第1常任委員会

視察期間

平成27年11月12日・13日

視察先と視察事項

○大阪府和泉市

あなたが選ぶ市民活動支援事業

(愛称)「ちよいず」について

○兵庫県加東市

新庁舎建設について

和泉市

和泉市は、大阪府南部の泉州地域に位置し、面積は84・98km²と土岐市より面積は小さいですが、平成7年に「和泉中央駅」の開業と「桃山学院大学」の開校を実現し、「トリヴェール和泉」の開業に伴う人口増、ものづくり産業の新たな集積や、大型商業施設の進出と相俟って、中央駅周辺は新都市にふさわしい活力あるまちなみを実現しています。

平成27年の「和泉府中駅再開発事業」の完了により、市の玄関にふさわしい安全で快適な駅前空間が完成したことを契機に、駅周辺が都心として更に活力とあるおのの市街地となるよう官民協働によるまちづくりが進められ

ています。土岐市の学園都市や企業誘致による地域の活性化及び人口増によるまちづくりの見本のような市です。

「ちよいず」の事業概要は、18歳以上の市民があらかじめ申請のあったボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の中から支援したい団体を選択し、届出をすることで一定の支援額を市がその団体に補助金として交付する制度で、千葉県市川市で制度化したのが最初で全国8市が実施しています。

各種団体に80万円を限度に市民からの届出総額を交付する事業で、市民が団体の支援をするという仕組みは市民との協働が感じられる事業でもありません。

ただ、個人市民税に係る調定額に前年度の収納率を乗じた額の1%に相当する額を同年度の6月1日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を考慮して市長が定める額となっていて、あなたが選ぶ市民活動支援事業とは考えにくいところもあり、例えばその事業に携わる人が多ければ支援を受けやすいとも考えられるのが気になる点でもあります。

加東市

加東市は、北部から北東部にかけて中国山脈の支脈が伸び、これに連なっ

て御嶽山、源平古戰場三草山、五峰山などがあり、また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には姫野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。面積は157・55km²と土岐市より大きな面積ですが、人口は39,845人で瑞浪市くらいです。

新庁舎設計基本方針は、基本方針1「市民にとって便利な庁舎であること」

①すべての人に分かりやすく利便性の高いフロア構成

②開放的で自由度の高い空間構成

③すべての市民に快適なユニバーサルデザインへの配慮

見通しの良いシンブルな平面計画と分かりやすいサイン計画により、すべての人に分かりやすい庁舎となっています。

基本方針2「市民が集いやすい庁舎であること」

①多様な市民のニーズに応えることができる庁舎

②市民のシンボルとなる庁舎

多目的トイレの全階設置、車いす対応エレベーター、授乳室の設置等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの庁舎となっています。

基本方針3「市民を大切にしたい庁舎であること」

①安全・安心を確保した防災拠点となる庁舎

②加東市の自然環境に適した環境配慮技術

免震構造や自家発電設備、緊急時汚水槽の設置等災害時に防災拠点として機能する、安全・安心の防災計画を行っています。

階段室を利用した自然換気システム「ツイン・エコリウム」や太陽光発電、風力発電、地中熱利用等の自然エネルギーを利用した環境配慮型庁舎、また、エコモニターによる環境活動の見える化や、太陽光発電の電力で携帯電話を充電できる設備等、来庁者への啓蒙活動を行っています。



▲加東市新庁舎議場

視察報告

議会改革特別委員会

視察期間

平成28年1月20日・21日

視察先と視察事項

○三重県亀山市

議会基本条例の運用状況について

○京都府木津川市

議会基本条例の運用状況について

亀山市

亀山市は、平成16年から議会改革へ向けて取り組んでおられ、平成20年3月の定例会において、「議会のあり方等検討特別委員会」を設置することが決定されました。議会のあり方等検討特別委員会ですらなる改革を進め、2年間に亘り先進地議会の状況や亀山市議会に必要な内容等を検討され、平成22年6月に議会基本条例を全会一致で可決されました。

主な取り組みは次のとおりです。

◆平成21年8月、9月定例会から本会議の録画映像をインターネットでも配信することを決定。

◆平成22年9月から決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信することを決定。

◆平成22年12月から各常任委員会テーマを設定し、調査・研究を行い、その結果を定例会で報告し、議長から市長に政策提言をする。同月ホームページにて政務調査費の収支報告書を公表。

◆平成23年3月から予算特別委員会の映像をインターネットで録画配信開始。

◆平成23年12月から議会だより編集委員会は、「議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにち市議会です」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため「市議会広聴広報委員会」に改める。議会報告番組として、ケーブルテレビを使い、議会事務局の職員の解説を交えた、15分番組を制作しています。この番組は、事務局職員が、定例会で審議された議案の内容を中心にまとめられています。

◆平成24年8月、議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするためにコンサルタントの活用。「議会の調査研究運営支援業務委託」を随意契約。(契約先と内容) 株式会社ぎょうせい

◇議会が行う調査・研究に関する資料の収集。

◇亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等。

亀山市議会は、議会基本条例の制定後においても、継続的に議会改革を推進するため、議員全員で構成する「議

会改革推進会議」を設置して、議会改革を推進しておられました。

木津川市

木津川市は、平成19年3月12日に旧木津町、加茂町、山城町の3町の合併により、京都府15番目の市として誕生しました。木津川市議会基本条例制定までに、平成20年4月より議会運営等の課題を整理するなか、

◆委員会については、音声のみライブ中継(平成22年11月より運用)

◆政務活動費の使途公開については、木津川市議会政務活動費使途の運用指針を制定(平成20年4月)

◆「議会基本条例策定特別委員会」を設置(委員13人 平成22年3月26日)年内に策定すると特別委員会で決定し委員会を開催し制定となりました。

短い期間でありましたが、16回の委員会を開催し議論がされ、併せてアンケート全戸配布、基本条例セミナー受講、基本条例に関する住民説明会、先進地への視察、パブリックコメント実施などを経て平成22年12月22日に木津川市議会基本条例は全会一致で可決。

併せて同日、議会議員政治倫理条例も全会一致で可決され、27日より施行されました。

基本条例制定後の取り組みは、議員定数減の施行に伴う常任委員会の数を

4委員会から3委員会とする委員会条例の改正。議会報告会の実施要領の策定。自由討議の保障及び拡大に関する実施要領を策定。議員間自由討議は、これまで20回開催(うち本会議場での自由討議は2回)。請願者・陳情者の意見陳述に関して基本条例の一部改正。政務活動費使途及び運用指針の一部改正。年1回議員全員を対象とした委員研修会の開催。

予算決算審議に関する資料の作成依頼は、予算・決算の政策説明資料の作成(基本条例9条により)。予算・決算の審議にあたっては、施策別または事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長に求めることなどに意欲的に取り組んでみえました。他には正・副議長選挙にあたり、立候補者の所信表明を本会議場で市執行部の見える所で行っていただけることが、とても印象的でありました。



▲木津川市